

様式第四（第十七条関係）

（表）

第 号	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第3項の規定による身分証明書	
写真	官職及び氏名 生年月日 年 月 日発行
主 務 大 臣 印	

（裏）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜すい
（土地への立入り等）

第13条 主務大臣等は、第11条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめその土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 （略）

備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。